

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍情報ファイル	
行政機関等の名称	弘前市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍簿の記録及び戸籍情報の一元管理を行う。また、親族関係の公証を行う。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 国籍、5 戸籍の表示、6 住所、7 住定日、8 身分関係、9 民刑事項	
記録範囲	弘前市に本籍を有する者（過去に本籍を有していた除籍者を含む）	
記録情報の収集方法	戸籍届出、他市区町村からの通知、行政機関からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市市民生活部市民課、弘前市企画部法務文書課
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍法 第24条、第113条、第114条、第116条 戸籍法施行規則 第41条、第43条、第45条	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル	
（電算処理ファイルである場合）		
	利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
備考	<p>戸籍法に基づく公証制度として、下記の請求に対し、所定の審査要件を満たした場合に戸籍謄本等の交付を行う。</p> <p>(1) 戸籍に記載されている者又はその配偶者等による請求（戸籍法第10条）</p> <p>(2) 第三者による自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある等の申出による請求（戸籍法第10条の2第1項・第2項）</p> <p>(3) 国又は地方公共団体の機関や弁護士等特定の事務を受任する者による請求（戸籍法第10条の2第3項）</p> <p>※戸籍の届出及び証明書の発行は、市民課の外、岩木総合支所民生課・相馬総合支所民生課・東目屋出張所・船沢出張所・高杉出張所・裾野出張所・新和出張所・石川出張所で行っている。</p>	